

2回目の「宣言解除日を含む月の翌月末」、つまり令和3年4月末までが緊急対応特例措置（主なところで中小企業・解雇無しで助成率100%、上限15,000円）の期限であり、5月以降において段階的にこれらの措置を縮減していくことになっています。ただし、5月以降も新たにまん延防止措置重点措置の対象となった区域で措置に協力する飲食店等に対しては特例措置が継続（地域特例）されます。その他、特に業況が厳しい企業に対しても特例措置を継続（業況特例）することとなっています。

以下に5、6月における雇用調整助成金の措置内容をまとめましたのでご確認ください。そして基本的には7月以降はさらに措置を縮減することとされています。しかし、先日3回目の緊急事態宣言が発出されたことで、今後の措置内容や縮減スケジュールに変更が生じる可能性があるため、最新情報をよくご確認ください。うえ、ご検討・ご対応をいただきたいと思えます。（本記事は4月28日時点の情報を基にしています）

#### 【5月、6月以降の措置】

##### 《中小企業》

原則的な措置（全国）	助成率：9/10	助成限度額：13,500円
地域特例（一部地域）	助成率：10/10	助成限度額：15,000円
業況特例（全国）	助成率：10/10	助成限度額：15,000円

原則的な措置は令和2年1月24日以降に解雇がある時等の助成率は4/5

地域特例、業況特例は令和3年1月8日以降に解雇等がある場合の助成率は4/5

##### 《大企業》

原則的な措置（全国）	助成率：3/4	助成限度額：13,500円
地域特例（一部地域）	助成率：10/10	助成限度額：15,000円
業況特例（全国）	助成率：10/10	助成限度額：15,000円

原則的な措置は令和2年1月24日以降に解雇がある時等の助成率は2/3

地域特例、業況特例は令和3年1月8日以降に解雇等がある場合の助成率は4/5

【地域特例】とは・・・まん延防止等重点措置実施地域において、要請に従って営業時間の短縮等に協力する企業を指します。期間は、まん延防止等重点措置の開始から解除の日の属する月の翌月末まで（その期間を1日でも含む賃金締め切り期間は対象）。

【業況特例】とは・・・生産指標が最近3か月の月平均で前（々）年同期比30%以上減少の全国の事業主を指します。

このほかの注意点として、令和2年1月24日～令和2年6月30日に休業を行い、助成金の受給を開始した場合、本年（令和3年）6月30日までで一旦区切りとなります（原則は受給開始から1年で区切りですが、今回は令和3年6月30日に統一されています）。7月以降も助成金の受給したい場合は、改めてその時点で生産指標要件（原則は3か月平均前年比10%売上減少、6月末までは特例で単月5%売上減少とされている）をクリアする必要があります。また、本年4月末までの特例で撤廃されていた受給限度日数が7月以降の縮減措置として復活する可能性もあり、その場合、（おおよそ）1年一人当たり100日分が限度となります。新型コロナウイルスの影響が今後どのようなものとなるか不透明なところですので、7月以降の縮減措置がどのようになるかの情報にも注意をしておきたいところです。

最後に、助成金の審査の過程で、提出書類の内容確認のため助成金センターより確認の連絡が入ることがあります。提出前には、申請期間、最低賃金や雇用保険の被保険者数など基本的な数字のチェックを今一度ご確認下さい。